

甲子園警察署

駐車監視員活動ガイドライン

駐車監視員とは、警察署長の委託を受けた法人の下で、地域を巡回し、放置車両の確認や確認標章の取付けなどの業務を行う者のことであり、法律上の資格が必要とされています。(反則告知をしたり、金銭を徴収したりすることはありません。)

本ガイドラインは、このような駐車監視員の活動方針を定めるものです。

活動方針

駐車監視員は、下記の路線、地域、時間帯を重点に巡回し、自動二輪車等を含む放置車両の確認等を実施します。

留意事項

駐車監視員が行う放置車両確認事務は、本ガイドラインの範囲内となりますが、本ガイドラインの範囲外であっても、次の事項に該当する場合は、警察署長の指示に従い確認事務を行うことが出来ます。

- (1) 活動場所に赴く途中等において、悪質・危険性、迷惑性が極めて高い放置車両を発見した場合
- (2) 110番等による突発的な駐車苦情に対する措置依頼を受けた場合
- (3) 臨時的な祭礼・催事等により駐車実態の悪化が予想される場合
- (4) その他、特に警察署長が指示する場合

参考事項

警察官は、「駐車監視員活動ガイドライン」の重点路線、地域及び時間帯以外においても、必要に応じた取締り活動を行います。

重点路線

◎ 最重点路線

路線 (区 間)	重点時間帯
県道浜甲子園甲子園口停車場線(甲子園筋)(上甲子園交差点～鳴尾浜公園前交差点)	9時～22時

◎ 重点路線

路線 (区 間)	重点時間帯
国道2号(管内全線)	9時～20時
県道甲子園尼崎線・県道甲子園六湛寺線(中津橋東交差点～南武橋西詰交差点)	9時～20時
市道幹23号線(旧国道)(今津曙町交差点～武庫川橋西詰交差点)	9時～22時
市道幹5号線(小曽根線)(戸崎町交差点～小曽根陸橋北詰)	9時～20時
臨港道路鳴尾1号線(小曽根陸橋北詰～鳴尾浜2丁目交差点)	8時～18時
市道幹450・448・452号線(鳴尾浜2丁目交差点～総合体育館前)	8時～18時
市道幹7号線(中津浜線)(JR高架橋～浜甲子園3丁目交差点)	9時～20時
市道幹3号線(鳴尾御影線)(小松北町交差点～今津山中町交差点)	9時～20時
市道幹22号線(浜甲子園3丁目交差点～鳴尾町4丁目交差点)	9時～20時
市道鳴3号線(管内全線)	9時～20時

重点地域

◎ 最重点地域

地 域	重点時間帯
阪神甲子園駅・甲子園球場周辺	9時～22時 (プロ野球等イベント開催時は、終了後1時間まで)

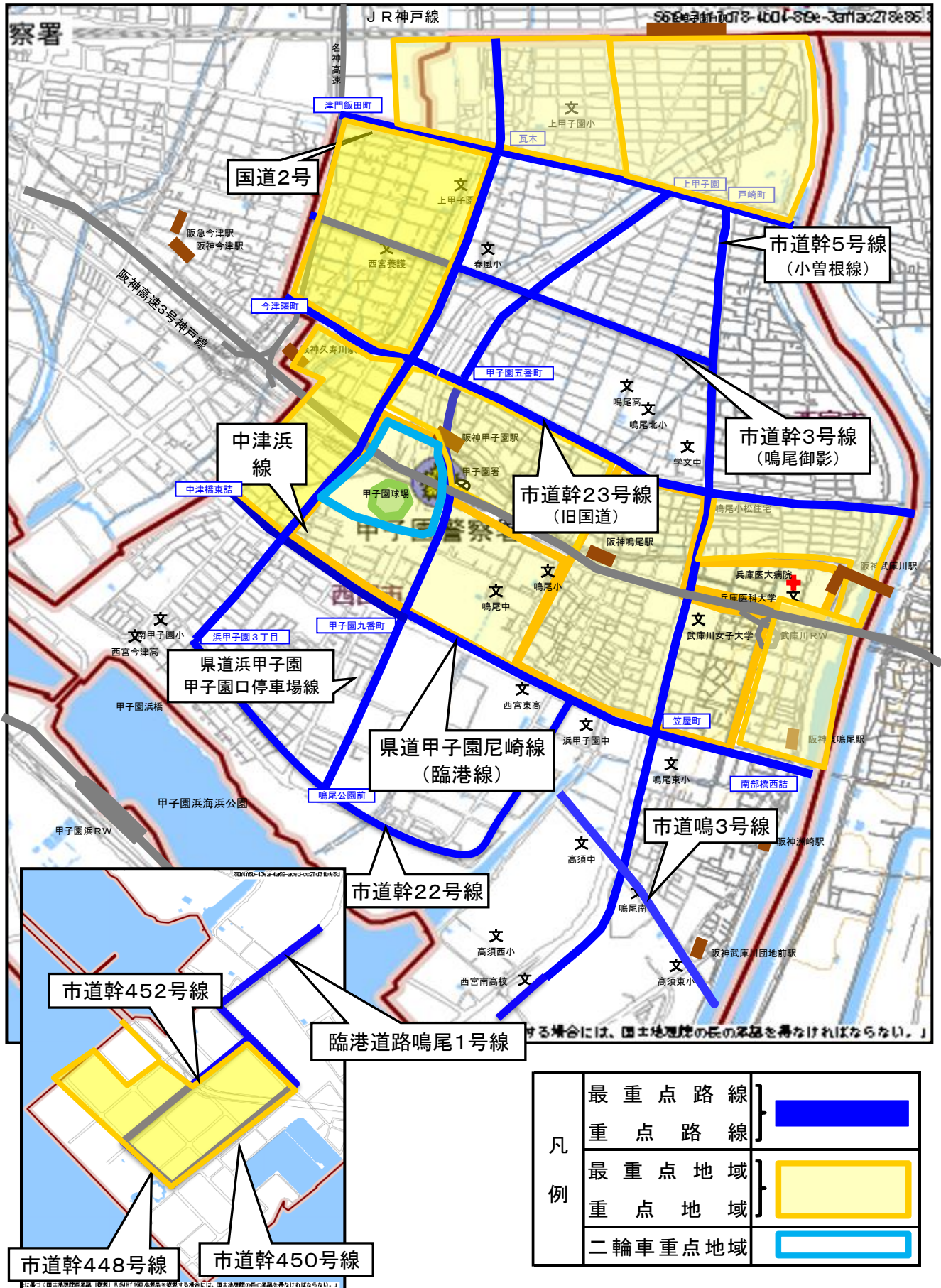
◎ 重点地域

地 域	重点時間帯
JR甲子園口駅・甲子園口商店街周辺	9時～20時
上甲子園小学校周辺	9時～20時
上甲子園中学校・春風公園周辺	9時～20時
阪神久寿川駅周辺	9時～20時
阪神甲子園駅北側及び東側周辺	9時～20時
阪神鳴尾駅・武庫川女子大学周辺	9時～20時
阪神武庫川駅周辺	9時～20時
兵庫医科大学周辺	9時～20時
阪神東鳴尾駅周辺	9時～20時
鳴尾浜工業団地周辺(1丁目及び3丁目周辺)	8時～18時

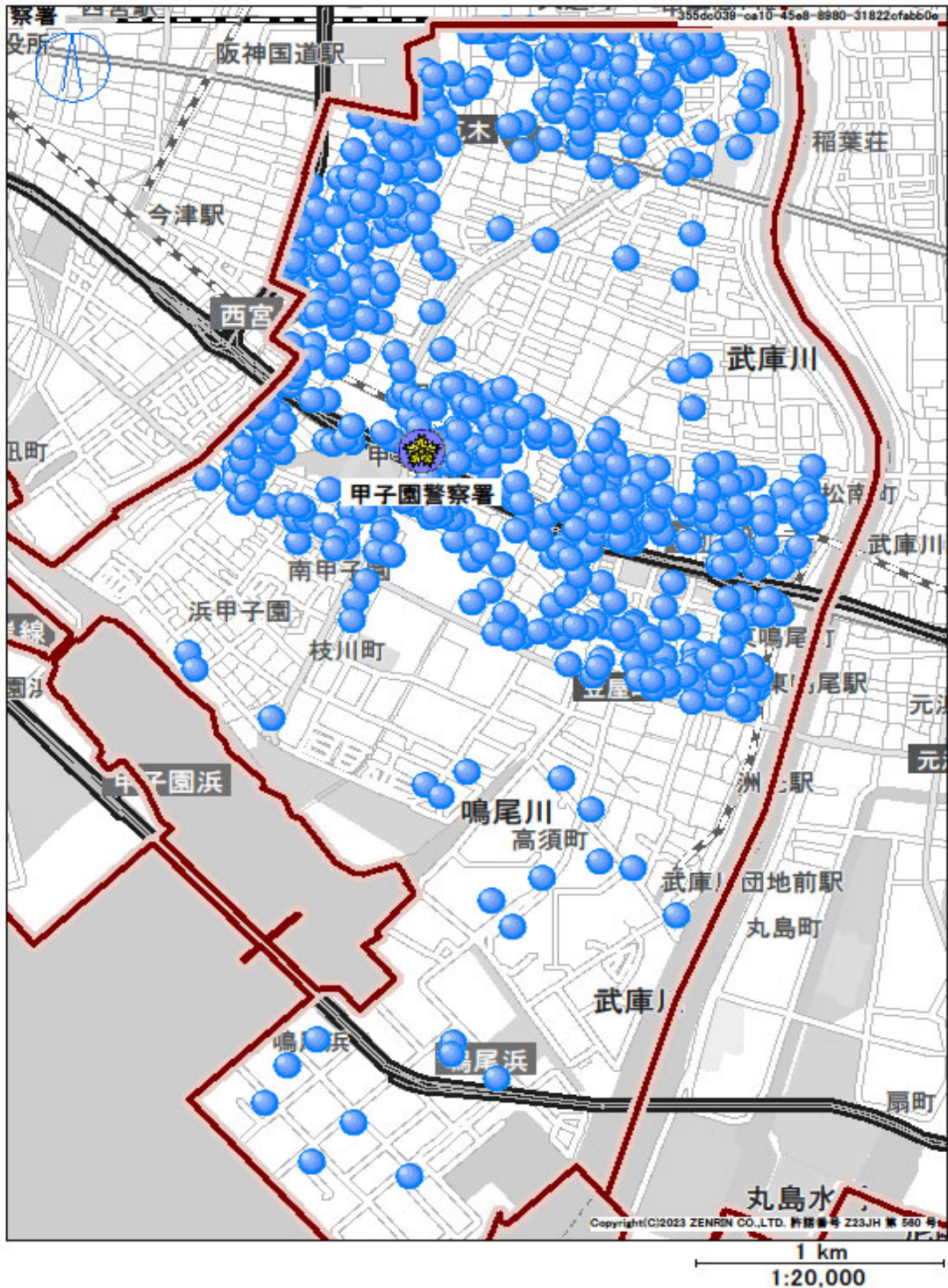
◎ 自動二輪・原付重点地域

地 域	重点時間帯
阪神甲子園駅・甲子園球場周辺	野球開催時の9時～22時 (プロ野球等イベント開催時は、終了後1時間まで)

兵庫県甲子園警察署 駐車監視員活動ガイドライン



兵 庫 県 甲 子 園 警 察 署
 確 認 標 章 取 付 け 状 況



期間	令和6年中
場所	駐車監視員活動ガイドライン内
取付者	警察官及び駐車監視員